

報告日： 令和4年3月10日

令和3年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

表紙（概要）

1. 法人名等

法人名	学校法人文理佐藤学園
法人代表者	理事長 佐藤 英樹
担当部署	法人本部総務人事部
お問合せ先	Email: bunri@bunris.ac.jp Tel: 04-2900-3400

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
I. 自律性の確保	未遵守	1-1	③「遵守不十分」
II. 公共性の確保	遵守	2-1	①「遵守」
		2-2	①「遵守」
III. 信頼性・ 透明性の確保	未遵守	3-1	③「遵守不十分」
		3-2	③「遵守不十分」
		3-3	①「遵守」
IV. 継続性の確保	未遵守	4-1	③「遵守不十分」
		4-2	④「未遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

大学全学教授会（←大学内部質保証会議）：大学における遵守状況の点検	
↓ 法人本部へ提出	
本部総務人事部：学園全体における遵守状況の点検、報告書・公表の原案作成	
↓ 付議	
学園企画財務委員会：報告書（案）及び公表・報告内容（案）について審議	
↓ 上申	
理事会：遵守状況の確認・了承	
↓ 報告	
評議員会、監事	
↓ 公表	↓ 報告
ステークホルダー	私大連

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守原則1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	③「遵守不十分」
遵守原則の遵守方法に係る説明	当法人は令和2年度からの第1次中期計画の2年目にあっており、進捗状況及び実施結果を公表するに至っていない。令和3年度制定の学園中長期計画策定規程により、今後、ガバナンスコードに則った中長期計画の改定、策定、進捗報告を行う体制を整えた。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	建学の精神、ミッション、ビジョン等を踏まえ、学園予算編成統制規程に基づき、事業計画基本方針、予算編成基本方針を定めて計画を策定している。3つのポリシーの実質化、認証評価に基づく教育活動の改善、リカレント教育や留学生のための諸施策の実質化の取組を図っている。

遵守原則2-2 社会への貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	大学の中期計画において社会連携・貢献活動の基本方針及びアクションプランを示している。サービスイノベーションセンターや各学部の地域交流委員会等を窓口として、地域の課題解決に向けた各種取組を行っている。自治体及び企業と各種協定を結び信頼関係の醸成に努めている。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	③「遵守不十分」
遵守原則の遵守方法に係る説明	監事は監事監査規程に則り、監査計画に基づいて理事会、評議員会、重要な委員会に出席して監事の立場から積極的に意見を述べ、学園各校各部署への往査を行い、会計監査人や内部監査室との連携を図っている。非常勤である監事への遅滞ない情報伝達について、令和4年度中の遵守を目指し、学内で検討を進めている。

遵守原則 3 - 2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	③「遵守不十分」
遵守原則の遵守方法に係る説明	平成28年以降、学園改革委員会を引き継いで3つの委員会（人事、企画財務、広報）が理事会の直轄委員会として設置され、外部理事が委員長として執行監督する仕組を構築した。学園コンプライアンス基本規程や西武文理大学倫理綱領に法令遵守の基本方針を定め、周知している。監事監査規程及び内部監査規程に基づき、監事、会計監査人、内部監査室が連携して三様監査を実施している。リスク管理委員会及び学園内外の通報窓口を設置し、リスク分類やコンプライアンス事案の審議、理事会報告を行う体制が整っている。職務権限表の完成に向け作業を進める。

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	学園情報公開規程、大学情報公開規程及び同細則に基づき、教育研究に係る情報や経営に係る所要の情報を適切に公開している。公表する事業報告書ではグラフを活用する等わかりやすさに配慮をしている。学園ホームページのトップから情報公開ページへ平易にアクセスできる。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守原則 4 - 1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	③「遵守不十分」
遵守原則の遵守方法に係る説明	学園は平成28年以降ガバナンス体制の整備を進めてきた。理事会規程、評議員会規程、組織規程、各種委員会規程を整備し役員、各種委員会委員長、本部役職者等の選任解任手続等をはじめ諸制度の実質化に努めてきた。学長室会議、全学教授会、全学委員会及び各学部教授会が適切に機能を分担して大学運営を司っている。社会・地域連携や大学間連携に積極的に取り組んでいる。研究倫理教育、学園資産運用規程の整備、研究シーズ集の作成など円滑な事業運営に向けた取組を進めている。職務権限表の完成に向け作業を進める。また、ITによる役員への情報提供体制の令和4年度中の遵守を目指し、学内で検討を進めている。

遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	④「未遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	学園は平成28年以降コンプライアンス基本規程やリスク管理委員会規程、補助金や研究活動の適切な管理体制の整備等リスクの未然防止に努めてきた。昨年度より中期計画として寄付募集活動の体制整備と展開に向けた検討を行っている。また、リスク対応マニュアルの作成と集積、周知を進める。